

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)
に対する意見募集の結果について

平成16年9月6日
内閣府政策統括官
(科学技術政策担当)

内閣府では、総合科学技術会議生命倫理専門調査会が平成15年12月26日に公表した「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)について、意見募集を行いました。頂いた308件の御意見については、第28回生命倫理専門調査会(平成16年3月15日開催)に御意見集及びその概要として提出するとともに、同専門調査会における審議の参考とさせて頂きました(御意見集及びその概要については、総合科学技術会議のホームページにて公開済みです。リンクは以下のとおりです。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/haihu28/haihu-si28.html>)

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の最終報告書は、平成16年7月23日の総合科学技術会議本会議において決定されたところですが、本意見募集の結果については、以下のとおりでした。

(1) 意見募集の手続等

期間：平成15年12月26日～平成16年2月29日

意見募集の周知方法：平成15年12月26日に総合科学技術会議ホームページに掲載。なお、平成16年2月に東京及び神戸で開催された「ヒト胚に関するシンポジウム」においても案内用紙を配布し、周知。

意見受付方法：郵便、FAX、電子メール

(2) 意見を寄せられた方の概要

意見の合計数：308件(内訳 ・個人意見：299件

うち連名2名：28件、連名3名：1件

合計人数329人

・団体意見：9件)

意見提出者の性別

男性：183名、女性：132名、無回答：14名

意見提出者の年齢分布

10代：69名、20代：22名、30代：57名

40代：76名、50代：42名、60代：21名

70代以上：18名、無回答：24名

(3) 本意見募集に、お寄せ頂いたご意見の概要及びそれに対する総合科学技術会議生命倫理専門調査会の考え方は以下の通りでした。なお、意見の掲載にあたっては、最終報告書の主要論点等に沿って代表例を取り上げるなど、適宜集約しています。

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
<p>1. ヒト受精胚の倫理的な位置付けについて</p>	<p>受精胚も胎児も人に変わりはない。人はその受精の瞬間から個体としての人間。</p> <p>ヒト受精胚を用いた研究は殺人。体外受精を受けた自分達夫婦にとって、受精卵は「やっと授かった命の始まり」で「かけがえの無い子供」の様な存在だった。</p> <p>ヒト受精胚はヒトの生命の萌芽だが、胎児よりも低い位置付けの存在であり、人クローン胚もヒト受精胚と同じ位置付けとみなすべき。ヒト受精胚、人クローン胚の作成は限定的に容認できる。</p> <p>ヒト受精卵は人間として成長していない細胞であり、人間として成長した場合は異なる。</p> <p>「人の生命の萌芽」と位置付け尊重されるべき存在とすることには異論なし。</p> <p>人権は現在生きている人に対してのみ適応されるべき。</p> <p>ヒト受精胚は「ヒトの生命の萌芽」とする中間報告書の考え方は妥当。</p> <p>人間が人間である事を証明する方法は、知能のある、なしであり、知能が存在しないヒト胚は人間ではまだないと判断。</p> <p>刑法上、胎児が人として認められていないことと、ヒト胚を「人の生命の萌芽」とする立場には矛盾がある。</p> <p>生まれてこないヒト胚を守るために、今生きている人の命をないがしろにするとは、本末転倒。</p> <p>廃棄される受精卵には倫理的抵抗感がなく、受精胚、クローン胚に対する作爲には倫理的抵抗感を感じるというのは、感情的に過ぎる。</p> <p>ヒト胚は将来人になる可能性があるが、可能性と現実とは全く別の話。</p> <p>死体や胚の尊厳を認めるという考えは、それらそのものを尊重するのではなく、自分自身を特別視するために、それに連なるモノに一定の付加価値を与えていることではないか。</p> <p>「人の生命の萌芽」では意味づけとして不明瞭。何をもって「人の尊厳」とするかという点が十分に意識されていない。</p> <p>ヒト受精胚の定義に拠り所を求めるのではなく、現在の社会で広く認められているものに拠り所を見出すべき。</p> <p>胎児の扱いも視野に入れてヒト胚の議論を深めるべき。</p> <p>生命科学は急速に進歩しているので、既存の考えの軌道修正だけを行う消極的な態度でなく、新たな視点からヒト受精胚を位置付けなおす姿勢が必要。</p>	<p>これまでの社会実態を踏まえて定められた我々の社会規範の中核である現行法体系は、ヒト受精胚を「人」として扱ってはいないとされています。ヒト受精胚を「人」として扱う考え方を採用することは、この現行法体系を大幅に変更し、受精胚を損なうことを殺人と同義に位置付けることを意味しますが、人工妊娠中絶手術が行なわれている現在の社会実態を踏まえれば、そのような制度変更は現実的とは考えられないとされています。また、そのような制度変更について社会的合意を得る見通しもないとされています。</p> <p>他方で、ヒト受精胚は、母胎にあれば胎児となり、「人」として誕生し得る存在です。このため、「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持していくためには、ヒト受精胚を特に尊重して取扱うことが不可欠となるとされています。</p> <p>よって、ヒト受精胚を「人」と同等に扱うべきではないとしても、「人」へと成長し得る「人の生命の萌芽」として位置付け、通常のヒトの組織、細胞とは異なり、特に尊重されるべき存在として位置付けざるを得ないとされています。</p> <p>すなわち、ヒト受精胚は、「人」そのものではないとしても、「人の尊厳」という社会の基本的価値の維持のために特に尊重されるべき存在であり、かかる意味で「人の生命の萌芽」として位置付けられるべきものとされています。</p>
<p>2. ヒト受精胚の研究目的の作成</p>	<p>倫理、哲学、宗教の面からヒト胚取扱いに反対。</p> <p>研究目的でのヒト胚の作成は、すべて</p>	<p>ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方</p> <p>ヒト受精胚は、「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持するために、特に尊重し手取扱うことが不可欠とされています。よって、</p>

・利用について

原則禁止とすべき。

滅失、棄損する前提でヒト胚を作成することは、ヒトの道具化につながるため、研究目的での受精胚作成を認められない。

「生命の萌芽」を実験材料として使うことに反対。

現在の生殖補助医療の実施体制では、不必要な「研究目的のヒト胚作成」を防ぐことができない。現状ではヒト受精胚の作成を禁止すべき。

ヒト胚が生殖産業のように利益の対象になるおそれがある。

不妊治療における受精卵の扱いでさえ問題が起きているのに、臓器を作るとなると、もっと難題が出るおそれがある。

再生医療は経済活性化の大きな柱として挙げられているため、ヒト胚が特許や利潤を得るための「材料」とされることは是非について検討すべき。

何のためヒト胚を研究に用いるのか、何故余剰胚を研究利用してよいのか、説明が不十分。

ヒト胚の使用を実現させたいのなら、一般の人にわかりやすいように説明すべき。

小さな生命に対しての尊厳を失えば、いずれ人間に対しての尊厳も失い、巡り巡って好ましくない社会が到来。人間の一生は、受精の瞬間から死まで一連のものとして考えることが最も簡潔で自然。

「難病のために」と言えば、難病でないと言われた疾患に悩む患者は反感を抱き、難病と言われた疾患の患者には、自分たちの疾患をヒト胚研究是認の言い訳に利用しないでほしいと思う向きも出るだろう。

ヒト胚の研究利用は余剰胚に限定すべきだが、人クローン胚の作成は容認。

動物とヒトは完全に同じではなく、臨床試験を行わなければわからない部分もある。不必要な動物実験を求め、臨床試験を先送りには許されない。

ヒトと動物の間には大きな壁がある。動物で有効性・安全性が確認できても、ヒトでは確認できない場合も多いため、今すぐ、ヒト受精胚及び人クローン胚の作成を認め、これらを用いた研究を開始すべき。

純粹に多くの人たちが救われることのみを目標とする研究を望む。

難病等で苦しんでいる人達の声を受け、研究は推進すべきという意見が多数を占めるでしょう。

「よほどの場合」に限定して受精胚、クローン胚含めて研究用の利用を認めるべき。

ヒト受精胚はヒトの生命の萌芽だが、胎児よりも低い位置付けの存在であり、人クローン胚もヒト受精胚と同じ位置付けとみなすべき。ヒト受精胚、人クローン胚の作成は限定的に容認できる(再掲)。動物も人間も命の尊さは同じ。ヒト胚

研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないことを原則とするともに、その目的如何にかかわらず、ヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことを原則とするとされています。

しかし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくものとし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるためのヒト受精胚の取扱いについては、科学的合理性、人への安全性、社会的妥当性の3条件を全て満たす場合には、たとえ、ヒト受精胚を損なう取扱いであるとしても、例外的に認めざるを得ないとされています。この結果、個々の事例の容認の可否は個別に検討する必要があるものの、生殖補助医療研究目的での作成・利用は容認し得るとされています。

また、これらの条件を満たすヒト受精胚の取扱いであっても、人間の道具化・手段化の懸念をもたらさないよう、未受精卵の入手制限等の適切な歯止めを設けることが必要とされています。

この際にも、ヒト受精胚の取扱い期間を原始線条の形成前に限定すべきとされています。

<p>も動物胚と同様に無駄にせず、今後の発展のために使えばよい。</p> <p>今生きている人々の幸福を追求する権利から、ヒト胚を利用することも認められるべき。</p> <p>日本がヒト胚研究を進めることは国益にかなう。</p> <p>ヒト胚の研究に反対するのは、健康で、体が悪いつらさを理解できない人ばかりではないか。</p> <p>使用される受精卵は決して無駄になるわけではない。誰かの体の一部になり、その人の命の一部として生きることが出来るなら、それは逆にとてもいいこと。</p> <p>ヒト胚研究には倫理的問題はない。</p> <p>研究目的で新たに胚を作成し使用する場合は、原始線条形成までに限定すべき。</p>

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
3. 人クローン胚の倫理的な位置付けについて	<p>ヒトになり得る存在としてヒト受精胚と同等で、胎児とも同等。</p> <p>ヒト受精胚と同じとみるべき。人クローン胚の地位は人に劣る。</p> <p>ヒト受精胚はヒトの生命の萌芽だが、胎児よりも低い位置付けの存在であり、人クローン胚もヒト受精胚と同じ位置付けとみなすべき。ヒト受精胚、人クローン胚の作成は限定的に容認できる(再掲)。</p> <p>廃棄される受精卵には倫理的抵抗感がなく、受精胚、クローン胚に対する行為には倫理的抵抗感を感じるというのは、感情的に過ぎる(再掲)。</p>	<p>自然の発生過程によって作成される受精胚と、人為的操作によって作成されるクローン胚とでは、生物学的性質が異なると報告されています。しかし、ヒト受精胚について、胎内に移植すれば人になる可能性があることを理由に、「人の尊厳」との関係でその尊重が必要であるとした以上、胎内に移植すれば人になり得る可能性を有する人クローン胚についても、「人の生命の萌芽」としてヒト受精胚と倫理的に同様に位置付けられるべきであるとされています。</p>

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
4. 人クローン胚の研究目的の作成・利用について	<p>研究目的でのヒト胚の作成は、すべて原則禁止とすべき(再掲)。</p> <p>人クローン胚のように、自然に反した方法でヒト胚を作ることは人間の踏み込むべき領域ではない。</p> <p>動物のクローン研究など関連する分野の研究者の倫理的意識が低い現状で、人クローン胚の作成を許すべきでない。</p> <p>世界的にも人クローン胚の作成を認めていない国が多いにもかかわらず、それを認める根拠に乏しい。</p> <p>余剰胚の使用は容認しても、研究目的でのヒト受精胚や人クローン胚の作成は、「最終的には殺される運命の生命を作り出す」ため反対。</p> <p>クローン胚研究のための未受精卵の採取の問題が中間報告書では一切触れられていない。また、未受精卵の採取が行われるであろう生殖補助医療の現場には多くの問題があるが十分に議論が行われていない。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。</p> <p>社会の理解よりもクローン技術が先を行っているような状態では、人クローン胚の作成は禁止すべき。</p> <p>ヒト胚の使用を実現させたいのなら、一般の人にわかりやすいように説明すべ</p>	<p>人クローン胚がヒト受精胚と倫理的に同様に位置付けられることから、その取扱いについては、ヒト受精胚における基本原則が適用されるべきとされています。したがって、人クローン胚の研究目的での作成・利用については、原則認められないが、人々の健康と福祉に関する幸福追求という基本的人権に基づく要請に応えるための研究における作成・利用は、そのような期待が十分な科学的合理性に基づき、安全性に十分配慮があり、かつ社会的に妥当であることを条件に、例外的に認められ得るとされています。また、人間の道具化・手段化の懸念をもたらないよう、未受精卵の入手制限等の適切な歯止めを設けることが必要とされています。</p> <p>これらを踏まえ、難病等に対する再生医療実現に向けた基礎的研究のための人クローン胚作成・利用は、人としての「尊厳ある生存」へのぎりぎりの願いに応えるためのものであり、個々の事例についてはそれぞれ十分に検討する必要があるが、科学的に合理的で社会的に妥当であるため、扉を開くことは認めるとされています。ただし、この場合も、臨床応用の段階に至らない基礎的な研究に限り、慎重かつ段階的に研究を進めることとされています。</p> <p>また、人クローン胚の作成・利用において</p>

き（再掲）。
国民の理解が得られるまでモラトリアムとすべき。

「よほどの場合」に限定して受精胚、クローン胚含めて研究用の利用を認めるべき（再掲）。

「難病のために」と言えば、難病でないとされた疾患に悩む患者は反感を抱き、難病とされた疾患の患者には、自分たちの疾患をヒト胚研究是認の言い訳に利用しないでほしいと思う向きも出るだろう（再掲）。

既にクローン人間の法律による禁止がなされている日本では、余剰卵を利用するのであれば、核移植による特定胚の作成も許されるのではないか。

日本がヒト胚研究を進めることは国益にかなう（再掲）。

臓器移植の定着しがたい日本の現状に照らして、「自家ES細胞」樹立のための「人クローン胚」研究を完全否定してしまうわけにはいかない。

人クローン胚はヒト受精胚と大きく異なることが指摘されており、人クローン胚で研究しなければ分からない問題が医学研究には多い。

ヒト受精胚の研究が十分に進んでから人クローン胚の研究を進めるのでは、時間のロスが大きい。

廃棄される受精卵には倫理的抵抗感がなく、受精胚、クローン胚に対する作爲には倫理的抵抗感を感じるというのは、感情的に過ぎる（再掲）。

今生きている人々の幸福を追求する権利から、ヒト胚を利用することも認められるべき（再掲）。

ヒト受精胚はヒトの生命の萌芽だが、胎児よりも低い位置付けの存在であり、人クローン胚もヒト受精胚と同じ位置付けとみなすべき。ヒト受精胚、人クローン胚の作成は限定的に容認できる（再掲）。

ヒト胚の研究利用は余剰胚に限定すべきだが、人クローン胚の作成は容認（再掲）。

動物とヒトは完全に同じではなく、臨床試験を行わなければわからない部分もある。不必要な動物実験を求め、臨床試験を先送りにすることは許されない（再掲）。

ヒトと動物の間には大きな壁がある。動物で有効性・安全性が確認できても、ヒトでは確認できない場合も多いため、今すぐ、ヒト受精胚及び人クローン胚の作成を認め、これらを用いた研究を開始すべき（再掲）。

クローン技術規制法制度前後の議論の推移と法の趣旨から、人クローン胚を使用した医学研究を解禁すべき。

中間報告書に示された人クローン胚を認める考え方は、旧ヒト胚小委員会の報告書の考え方と異なるようであり、その

は、その取扱い期間を原始線条の形成前に限定すべきとしています。

	<p>ような考え方に至った具体的根拠を示してほしい。</p> <p>研究目的で新たに胚を作成し使用する場合は、原始線条形成までに限定すべき（再掲）。</p>
--	--

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
5. 再生医療実現に向けた研究の是非について	<p>倫理的、社会的問題等からヒトES細胞の研究に反対。</p> <p>ES細胞には全能性があり、胚に分化する可能性があるため研究をやめるべき。</p> <p>ES細胞、クローン胚の研究は動物ですべき。これによる知識・技術でES細胞を使用しない再生医療が実現するはず。</p> <p>再生医療研究の研究資源であるES細胞の樹立については、余剰胚の提供・利用の範囲内で行うべき。</p> <p>ES細胞が培養過程で腫瘍（ガン）細胞化してしまうことが多い現状で、研究の論理で考えても、まだまだ、「余剰受精卵」を使った分化の制御の基礎研究の段階ではないか。</p> <p>倫理的問題を回避できる体細胞による再生医療の研究を進めるべき。</p> <p>ES細胞の人体への悪影響が心配。また、倫理的、宗教的視点からみて賛成できない。</p> <p>難病患者の方に明日にでも治るような、中途半端に希望を与えるような発言・意見発表は慎むべき。</p> <p>事実を隠蔽し、社会を置き去りにした専門家による医療技術の暴走に反対。</p> <p>これまでの実験は、クローン胚からのES細胞の樹立が困難で、事実上、現時点では不可能であること示している。</p> <p>病気の多くはその人の管理不十分が原因。先天性の病気もその人の運命。医療もどこかでストップをかけるべき。</p> <p>ヒト胚を用いた再生医療の可能性を具体的に数値で示してほしい（例えば、人クローン胚からES細胞が樹立できる確率、ES細胞から神経細胞を誘導できる確率等）。</p> <p>どこまで研究が進めば動物実験で人への応用の安全性が確認されたことになるのか、また、どこまで研究が進んでいるので安全が確認されているといえるのか、明示してほしい。</p> <p>ヒト胚研究は再生医療などの応用の可能性が考えられ、社会にとって有用と考えられる。だが、動物実験でも不明なことが多いので、もっと動物実験を続け、その有用性が確認されてから容認するか否かを決めるべき。</p> <p>現在日本では、18歳未満の人からの心臓提供が認められておらず、小さな子供は海外に渡って移植を受けている。</p> <p>臓器移植の定着しがたい日本の現状に照らして、「自家ES細胞」樹立のための「人クローン胚」研究の完全否定してしまうわけにはいかない。</p>	<p>ヒトES細胞を用いた再生医療が、現在治療法がないあらゆる難病等に対して有効な手段となることの確証はないにしても、いくつかの疾患に対して動物モデルでの有効性が示唆されており、有効であることは否定できないとされています。また、体性幹細胞の利用などの他の手法についても検討されていますが、現時点では確実な方法は見出されていないとされています。</p> <p>ヒト受精胚からのヒトES細胞の樹立については、ヒトES細胞を用いた研究の成果として期待される再生医療等の実現等の恩恵への期待に十分に科学的な合理性と社会的合理性があるため、余剰胚と呼ばれる移植予定のないヒト受精胚を利用する場合に限って認めるとされています。</p> <p>しかし、ヒトES細胞研究の成果を再生医療技術として実現するためには、拒絶反応の問題を避けて通れないことから、当面の将来においては、SCNT-ヒトES細胞の利用がこうした再生医療技術の実現を左右するとされています。この問題に関し、動物における生物学的知見が必ずしも人においてそのまま適用できるとは限らず、現在の医療研究の実情を踏まえれば、少なくとも動物モデルで得た知見の適応検証等のために、人もしくは人の組織等を使用しなければならないことから、人クローン胚を用いた研究が必要となるとされています。このため、再生医療技術の研究に関して、臨床応用を含まない、難病等に関する治療のための基礎的な研究に限定して、人クローン胚の作成方法、培養法、SCNT-ヒトES細胞の分化等に関する研究を行なうことについては、科学的合理性が認められるとされています。</p> <p>また、パーキンソン病、型糖尿病等や、脊髄損傷等、根治療法が無い様々な疾患や障害を抱え、苦しむ多くの人々に治療法を提供するためのヒトES細胞を用いた再生医療の研究は、十分社会的妥当性があるとされています。</p> <p>ただし、SCNT-ヒトES細胞を用いた、再生医療実現に向けた基礎的研究に科学的合理性があるにしても、比較対照となる動物での研究、ES細胞の研究が臨床応用まで十分検証されているとはいえないことから、臨床応用については更なる知見の集積を待ち、安全性の十分な確認の後に開始する必要があるとされています。</p>

高額の治療費や拒絶反応などのリスクを伴う臓器移植よりは、再生医療の方が良い。

科学の進歩にブレーキをかけるべきではない。

科学はいつも中立であり、使う人次第。研究を禁止すべきでない。

人類の生活レベルの向上は、常に非倫理的と思われる発明やアクションから始まっていることを重視すべき。

科学の進歩は当初は多くの人々から違和感をもって受け止められるもの。

世論が形成するのを待つのではなく、勇気を持って自由で先進的な技術開発を進めるべき。

人を救う技術に制限をすべきではない。

科学の進歩がなければ、人類の未来はない。

科学技術の進歩の賛否を議論するのは無意味。

倫理的な議論を待たず、研究を進めるべき。

人の生命現象の解明のため、研究を進めるべき。

病から救って欲しい。(自分又は身内を)病や障害の苦しみから助けてほしい。

倫理の前に人を救うことを考えるべき。

「あらゆる病気は治すことができる」という理解を多くの人々が持てる社会環境の醸成が必要。そのためには、この分野の研究への規制はできるだけ行わないのが望ましい(再掲)。

患者の遺伝情報を持ったES細胞が得られれば、それを現行技術で造血幹細胞へ誘導できるので、骨髄・臍帯血移植バンク事業に代わることができる。

ヒト胚研究をすすめれば、多くの人々が救われる。

疾病名を特定して研究を認めるのは、難病治療研究そのものに大きな制約を課すことになるため、賛成することはできない。

医学の発展に犠牲が伴うのは必然だが、ES細胞を利用する治療法が実現できたとき、失われた犠牲に匹敵するほどの人々が救われることになる。

兵器等の殺人の技術開発には鈍感なのに、人の命を救う技術である再生医療に敏感に反応して反対するのはおかしい。

再生医療を必要としている人達を放置する方が、生命倫理上おかしい。

技術の進歩による(再生医療等の)恩恵に期待。

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
6. 女性の保護について	<p>以前、受精卵の研究への提供を依頼するビデオを見たことがあるが、とても誘導的に感じた。</p> <p>未受精卵が採取される生殖医療の現場には数々の問題がある。採卵後の処理や、余剰胚の処分の透明性の問題等、不妊で</p>	<p>未受精卵の女性からの採取には提供する女性の肉体的侵襲や精神的負担が伴うとともに、未受精卵の採取が拡大し、広範に行なわれるようになれば、人間の道具化・手段化といった懸念も強まるとされています。また、生殖補助医療現場で未受精卵を提供する女性は、</p>

<p>悩む女性の心情が尊重されているとは言いがたい。</p> <p>精子・卵子・胚の提供者の立場を検討しないままに、胚の作成・研究を認めることはできない。</p> <p>人クローン胚の作成に用いる未受精卵の提供についても詳細に議論して報告すべき。</p> <p>女性への身体的、経済的負担、排卵誘発剤の危険性から、卵子提供者には報酬を出すべき。</p> <p>研究開始時には、インフォームドコンセントは必須であり、個人情報保護に万全を尽くす必要がある。</p>	<p>患者という自分の権利を主張しにくい弱い立場にあるとされています。このため、未受精卵の入手については個々の状況において必要最小限の範囲に制限し、みだりに未受精卵を採取することを防止するとともに、卵を提供する女性を保護するため、自由意志によるインフォームドコンセントの徹底、不必要な侵襲の防止等の枠組みの整備が必要とされています。</p>
--	--

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
<p>7. 枠組み整備の在り方について</p>	<p>ヒト胚研究の悪用禁止の法律整備が必要。</p> <p>法令による規制に、何らかの罰則を何らかの形で取り入れるべき。</p> <p>科学・医療の進歩のため、ヒト胚の取扱いを積極的に認めつつ、人の尊厳を保護するため、法による規制が必要。</p> <p>研究は自由に進めさせつつ、ヒト胚の管理・監視を行う法制を整備すべき。</p> <p>生殖補助医療については、産科婦人科学会の会告に代えて、法律による規制の枠組みを作るべき。</p> <p>クローン技術規制法の規定を原則禁止の許可制とすべき。</p> <p>人の生命の萌芽である胚は人の尊厳と深くかかわるため、研究の自由と調整しつつ、法によりヒト胚研究を制限するべき。</p> <p>研究の自由も公共の福祉の制限があり、十分な理由があれば法律による規制もやむを得ない。</p> <p>法規制がガイドラインで厳しく規制。</p> <p>研究を止めるのではなく、研究を進めながら悪用防止のための規制を行うべき。</p> <p>専門家集団の自己規制は、日本産科婦人科学会の会告を無視した卵子の提供や着床前診断等で既に破綻、法的規制が必要。</p> <p>生殖医療や関連する現行法制度の現実を客観的に直視した法制度を考えてほしい。</p> <p>ヒト胚の規制は、基本部分は法律で定め、詳細部分や技術的なことなどは指針やガイドラインでもよい。</p> <p>各研究所への常駐の監査委員の設置も含めた厳格な枠組みが必要。</p> <p>ヒト胚の研究利用に賛成だが、提供者の承諾を得て、研究者や医師が命の重さを感じ、重要なものとして胚を扱うべく、国際的な法律や規制を定めるべき。</p> <p>科学の進歩を地球の脅威にしないための規制と厳格な監視が必要。</p> <p>政府の適切な監視の下で研究を進めるべき。</p> <p>ヒト胚研究が学問の自由によって保障</p>	<p>ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方</p> <p>「人の尊厳」という社会の基本的価値に混乱をもたらすことなく、ヒト胚の研究目的での作成・利用が行われるためには、ヒト胚を損なうことになる研究目的の作成・利用は原則認められないが、例外的に容認されうるといふヒト胚取扱いの基本原則を社会規範として具体化する必要があるとされています。</p> <p>また、人クローン胚については、人クローン個体が生み出されることを防止することが必要であるとともに人クローン胚を用いた再生医療研究は、社会的影響の懸念や臨床応用を想定した場合の安全性の問題を認識しつつ、社会選択として、慎重かつ段階的に進めることとしたため、これを担保する枠組みが必要とされています。</p> <p>よって、ヒト受精胚と人クローン胚は、ヒト胚として同等に尊重を受けるべき存在ですが、それぞれ考慮すべき事情が異なるため、これらの取扱いに関する社会規範は、実態を踏まえて適切な規範形式により整備すべきとされています。</p> <p>ヒト受精胚については、ヒト胚をどのように取扱うかは、個々人の倫理観や生命観を反映して、国民の意識も多様であり、今すぐ強制力を有する法制度として整備するのは容易ではないとされています。他方、ヒト受精胚尊重の趣旨から強制力を伴わない国のガイドラインとして整備された「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」(以下「ES指針」という)について、これまでの運用上、実効性の点で特に問題を生じていないことから、かかる社会規範は当面は、国のガイドラインとして整備すべきとし、当ガイドラインの遵守状況等を見守りつつ、国は新たな法整備に向けて、今後とも引き続き検討していくとされています。</p> <p>具体的には、ヒト受精胚の研究目的での作成・利用は、生殖補助医療研究での作成・利用及び生殖補助医療の際に生じる余剰胚からのヒトES細胞の樹立の際の利用に限定して認め得ることとされています。後者については、既にES指針の枠組みが整備されていますが、ヒト受精胚の生殖補助医療研究における作成・利用については、新たにガイドラインを整備する必要があるとされています。ガ</p>

されるところのは根拠が述べられておらず疑問があり、検討すべき。また、研究目的でのヒト胚の作成の規制は、同じ人の生命の萌芽である特定胚の規制と同じ規制形式であるべき。

人クローン胚などを取り扱う研究者には、公的な資格制度を考えたかどうか。

国民的議論を尽くしてガイドラインを策定すべき。

研究を停滞させるような事件や事故が起こらないよう、ある程度の拘束力を持ったガイドラインが必要。

当面はガイドラインで対応（後に法制化）。

「生命を大切にする」「個人を大切にする」ためのルールは不可欠。

ヒト受精胚の取扱いを、多元的な個人の価値観を許容している我が国で法令によって強制的に規制することは適切とは言えず、ガイドラインによって規制すべき。

受精胚や胚性幹細胞についてはその時代に適するようやや弾力的運用もできる行政的指針が妥当である。

倫理は個人が独自に持つ倫理観から構築されるものであり、ヒトの生命について討議してそれを定義して規制を作るのは現実的でない。

「あらゆる病気は治すことができる」という理解を多くの人々が持てる社会環境の醸成が必要。そのためには、この分野の研究への規制はできるだけ行わないのが望ましい。

法規制に反対。研究者の自主規制と第三者による倫理委員会のチェックで研究の倫理性は確保可能。

研究の成果等は公的機関が管理し、卵子や研究成果が営利団体に譲渡、売買されないようにすべき。

イドラインでは、最終報告書の基本的考え方に基づいて国が基準を設け、個別の研究について審査した上で実施を認める枠組みが必要とされています。

人クローン胚の研究目的の作成・利用を限定的に容認するに当たっては、クローン技術規制法に基づく「特定胚の取扱いに関する指針」を改正するとともに、必要に応じて国のガイドラインで補完することにより、必要な枠組を整備すべきであるとされています。これらにより、最終報告書に基づいて国が基準を設け、個別の研究について審査した上で実施を認める枠組を整備すべきとされています。また、人クローン胚を作成・利用する際の人クローン胚から樹立したES細胞（体細胞核移植ヒトES細胞、以下「SCNT-ヒトES細胞」という）の使用については、現行のES指針を改正することにより対応すべきとされています。

さらに、特に人クローン胚については、これを用いた再生医療の実現に向けた研究を進める科学的合理性についての検証を継続的に行う必要があるとされています。その結果、人クローン胚を用いた研究を進める必要がなくなったと判断された場合や、特に研究を中止すべき事情があると判断された場合等には、研究の中止の勧告も含めた措置を講ずるものとするかとされています。

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
8. クローン人間産生への懸念について	<p>人のクローニングや永遠の生命を含む科学の進歩の成果を楽しみたい人々にはその恩恵を受ける権利がある。クローン技術規制法に反対。</p> <p>人クローン胚の作成はクローン個体の作成につながる危険性があり、人クローン胚の作成は禁止されるべき。</p> <p>きちんとした倫理観を確立させもしないで行う研究は、やがてクローン人間をもたらす、人種差別や奴隷化をも生み出す危険性ははらんでいる。</p> <p>クローン人間作成に科学者が魅入られないよう刑罰的には極刑も含む法体系の構築が必要。</p>	<p>人クローン胚については、人クローン個体が生み出されることを防止する必要がある、とされています。人クローン胚は、ヒトクローン個体を産み出すために用いられるおそれがあるため、クローン技術規制法により、胎内への移植が厳しい罰則をもって禁止されています。しかし、その事前防止を徹底するための枠組みが必要であり、その整備もまた人クローン胚を用いる研究を認めるための要件とすべきとされています。</p>

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
9. 検討の進め方について	<p>報告書は、ほぼ有用性のみを判断基準にヒト胚の作成の是非を決めており安易。現状の情報公開とその上での社会的検討が必要。</p>	<p>本検討の目的は、ヒト胚の取扱いに関わる倫理問題そのものについての答えを出すのではなく、あくまで、ヒト胚の取扱いという倫理的懸念が指摘される問題について、生命科</p>

報告書からは科学者の性急さと市場経済優先しか読み取れない。ドイツ議会付置の委員会のようにもっと慎重に議論すべき。

一般からの意見を踏まえて十分に検討して報告書(案)を作成し、再度パブリックコメントを行うべき。

検討方法やパブリックコメントの取り方等が、国民的合意形成のプロセスのあるべき姿からみて、不適切。

中間報告書の「委員の大多数は」という形の要約は、結論をミスリードする危険が高い。

前会長から「専門家以外のキイ・パーソンの方の意見というのもやっぱり聞く機会を作らないといけない」との発言があったが、そのような機会は設けられていない。

生命倫理専門調査会が、研究推進という結論ありきではないのか。この問題は、報告書の信頼性に関わる重大な問題。

難病患者救済のために研究を進めるべきだが、きちんとした議論がされているかどうかは気になる。

シンポジウムで、はぐらかすような回答しかなかったケースがあったのは残念。

生命倫理専門調査会に、ヒト胚に関する専門的な内容を理解できない委員が含まれているのが残念。

世界的に倫理的判断の分かれる事項について、無記名のアンケートに基づき、「大多数」という、価値判断を誘導する記述を用いることは不公正。

中間報告書で委員の「大多数」、「多数」等とあるが、人数や氏名を明らかにすべき。

ヒト胚は簡単に取り扱ってはいけない人の萌芽であり、もっと国民の意見を聞き、マスコミや自治体も意見交換会を行うべき。

まだ十分に議論がつくされていないので、今後も議論をつくすべき。

議事録を全て読んで、委員が真剣に議論していることが良くわかったので、もっと議論を続けたらどうか。

議論が不十分なまま、拙速に最終報告書がまとめられることを危惧。

ヒト胚の取扱いという重大な問題に関して、決して最終的な結論を急がず、人の生命の尊厳に基づき、より慎重な検討を要望。

クローン技術規制法附則第2条の期限に縛られるべきではない。法律違反の可能性はあるが、議論の経緯から鑑みても止むを得ない状況であり、合理性は十分に存在する。むしろ、このような複雑かつ重要な問題に対して拙速に議論を取りまとめれば、将来に大きな禍根を残すのではないか。

中間報告書を手直ししただけの最終報告書で終わりにせず、小規模のタウンミ

学の急速な発展の中においても、社会の基本的価値を堅持し、またかつ人々の幸福追及の要請にも応え得るような社会規範を整備することと理解し、取りまとめたとされています。

また、ここでの検討結果は、あくまで現在及び想定し得る限りでの将来の状況を踏まえてヒト胚に関する社会規範の在り方を示すものであり、将来にわたって永続的に維持されるものではないとしています。今後、ヒト胚に関する生命科学の発展や社会の変化の中で、最新の科学的知見や社会的妥当性の評価に基づいた見直しを行なうことも必要であるとされています。

ーティングなどを繰り返し、当事者や市民も交えた議論を行ってほしい。

審議の継続を望むが6月に最終報告書ということならば、ひとまず法ですべて禁止すべき。

公共政策の指針にも関わる、より包括的な視座から、死生観という価値観の次元で問題を問い直せるような総合的な議論をできないか。

国が生命倫理の規制を考える際にして、研究者側が積極的に情報開示を行い、研究者以外がそれらの価値を認め、理解に努めることが肝要であり、このような「学際性」を認識し心がけることが必要。

早急に結論を出してほしい。

ヒト胚研究について、研究推進を図る総合科学技術会議とは独立した研究の審査機関が必要。

生命倫理に関する独立した検討組織は、何らかの具体的な結論を導くものとはならないかもしれないが、研究者と非研究者の相互理解のきっかけとなるため、設置する価値がある。

ヒト胚研究を担当する政府の特別の機関を設け、そこで働く研究者は研究に携わる資格について審査を受けることとするのはどうか。

政府組織から独立した恒常的な機関、例えば総理直属の生命倫理委員会を設置して検討を行うべき。

科学技術を推進する総合科学技術会議による制度設計への提言は、利益相反を排除し得ない。異なる検討の場を設けるべき。

ヒト胚の研究利用があたかもパンドラの箱を開けるかのような論調には疑問を覚える。その利用は治療目的に限ることや公的審査会の設置など、人々が納得しうる仕組みを提示することが重要。

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
10. 着床前診断	<p>健康な子供を持ちたいと第1子目から望むことは、自然な願いではないか。</p> <p>厳しい規制を行うべきではない。もし規制を厳しくするならば、障害児が生まれた場合の負担を国が負う体制を整備すべき。</p> <p>個々人の価値観に基づいて選択する余地を残すべき。</p> <p>「極めて重篤な遺伝性疾患」の因子があるヒト受精卵の排除が優性主義につながらないとする根拠を示すべき。また、親が着床前診断を受けることを幸福追求権とする根拠も示すべき。</p> <p>異常がなくても異常ありとして「中絶」されることもある。ひとたび容認すれば、対象領域は際限なく広がる。</p> <p>障害を理由に着床前診断等で差別・選別されるのは、今生きている障害のある人々への生存権の否定にもつながる。</p> <p>着床前診断は生命の価値による選択に</p>	<p>着床前診断そのものの是非を判断するには、医療としての検討や、優生的措置の当否に関する検討といった別途の観点からも検討する必要があるため、今回の議論では結論を示さないとされています。</p>

	<p>ほかならない。 着床前診断に反対。 着床前診断については、生命倫理専門調査会で実質的な検討がされていないので、記述を削除すべき。 ヒト胚の取扱いとは独立した問題として、出生前診断・選択的中絶と合わせて関係学会や当事者も含めた徹底審議が必要。 「着床前診断がヒト胚分割胚にあたるのか」という問題が放置されたままである。</p>	
--	---	--

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
11. その他	<p>報告書の結論のポイント、特に、これまでの指針等の方針とどこが、何故、どのように変わったのかが一目でわかるよう、最初に要約を付けるべき。また、付録は最小限に絞り、脚注の形で入れるべき。</p> <p>いろいろな立場と考え方を示した中間報告書を評価。</p> <p>宗教からの基本的立場は、公的規制等を直接的に表明するのではなく、その宗教の教理から人々の生命観・死生観に訴え、反省を促すもの。</p> <p>創造主のことや我々と霊界の関係を知った上で本当に人の為になる研究を進めるべき。</p> <p>非科学的なカトリックの教えに影響を受けた国の政策に同調すべきでない。</p> <p>「愛」に基づいて決定してほしい。新技術が人類を幸福にし得るのであれば、大いに研究してほしい。</p> <p>人間が生命を支配できれば、「神の存在意義 = 人間の創造」がなくなりたなくなる。</p> <p>人間として倫理を重んじる必要がある。</p> <p>倫理は時代とともに変わるものであることを歴史は語っている。</p> <p>抽象的な倫理観を人の生命よりも優先するのは本末転倒。</p> <p>倫理は不変ではない。状況に応じて適時適切に見直されるべき。</p>	<p>調査会の議論の中で、最終報告書は一貫した理論で簡潔に判りやすく書くという方針が示され、それを踏まえてとりまとめられました。</p> <p>生命倫理専門調査会では、宗教、哲学等の分野も含め、幅広い分野の有識者による議論を続けてきました。また、生命倫理専門調査会としては、19人の有識者及び1団体よりヒアリングを行い、事務局としても47人の有識者及び3団体よりヒアリングを行なうなど、幅広い分野の方々からの御意見を伺いました。さらに、本パブリックコメントや東京及び神戸において合計2回のシンポジウムも開催し、国民との直接対話も実施しました。これらを通じてお聞きした御意見は、当専門委員会における専門的見地からの意見交換の参考とさせていただきます。</p>